

成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案要綱

第一 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）の株主の議決権の保有制限

一 会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止

1 政府以外の者は、何人も、会社の総株主の議決権の百分の二十（その者が会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実がある場合には、百分の十五。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

2 1の適用にあたり、次に掲げる場合における対象議決権は、自ら取得し、又は保有するものとみなすものとする。

(1) 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権

(2) 株式の所有関係、親族関係等特別の関係にある者が会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権（第四条の二関係）

二 会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出

1 会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（政府以外の者に限る。）となった者は、対象議決権の保有割合、保有目的等を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、国土交通大臣に提出しなければならないものとする。

2 一2は、1を適用する場合について準用するものとする。

3 国土交通大臣は、1により提出された対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができるものとする。

（第四条の三及び第四条の四関係）

三 罰則の整備その他所要の改正を行うものとする。

第二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすゑるじふ。